

第5章

文化財の 保存・活用の方針

第5章 文化財の保存・活用の方針

1 保存・活用の現状

(1) 札幌市による文化財の保存・活用

1) 文化財の保存

札幌市では、市にとって特に文化的価値が高いと認められる文化財について、適切な保存・活用のため、札幌市文化財保護条例により市の指定文化財に指定しています。直近では平成30年（2018年）3月に旧札幌控訴院を市指定有形文化財に指定しました。



旧札幌控訴院

札幌市が所有する指定文化財等のうち、歴史的建造物や史跡については、文化財本来の価値を損なわないよう適切な維持管理を行うとともに、市民等のニーズを踏まえた幅広い活用のあり方を検討の上、修繕や復元、耐震化等の保存・活用工事を実施しています。「旧琴似川流域の竪穴住居跡分布図」、「大友亀太郎関係歴史資料」など歴史資料等の一部は複製を活用し、適切な保存と公開に努めています。



旧琴似川流域の竪穴住居跡分布図

また、無形文化財の保存・継承事業として、「札幌市指定無形文化財丘珠獅子舞」の保存団体や、アイヌ民族の伝統行事である「アシリチェプノミ（新しい鮭を迎える儀式）」の保存団体等の取組への支援を行っています。



丘珠獅子舞



アシリチェプノミ

2) 文化財施設の活用

重要文化財を含む指定文化財建造物等の一部について、観覧に加え、貸しスペースや飲食施設など様々な目的に対応する施設として整備し、経営の効率化と利用者に対するきめ細かいサービス提供のため、下記の施設において指定管理者制度⁶⁷を導入し、民間団体による管理・運営を行っています。

【指定管理者制度を導入している文化財施設】

- 旧札幌農学校演武場（時計台）（国指定重要文化財）
 - ・ 日中は観覧施設、夜間はコンサートなどを行う多目的ホールとして利用。
 - ・ 札幌農学校や塔時計の歴史等を紹介する資料を展示。
- 豊平館（国指定重要文化財）
 - ・ 日中は観覧施設、夜間はコンサートや結婚披露宴などに活用可能な貸室として利用。
 - ・ 「建物そのものをミュージアムとして楽しんでもらう」をコンセプトに、豊平館の歴史や魅力を体感する展示を実施。
 - ・ 講座等のイベントを開催し文化財等に関する学習機会を提供。
- 旧永山武四郎邸及び旧三菱鉱業寮

（旧永山武四郎邸：道指定有形文化財、旧三菱鉱業寮：国登録有形文化財）

 - ・ 旧永山武四郎邸は主に観覧、旧三菱鉱業寮は地域のイベント等多目的に利用可能な貸室及び周辺エリアの歴史文化情報の発信拠点として活用。
 - ・ 旧三菱鉱業寮内にカフェレストランをオープン。
 - ・ 講座等のイベントを開催し文化財等に関する学習機会を提供。
 - ・ 歴史文化等に関する市民の自主的な活動及び交流を支援。
- 旧札幌控訴院（市指定有形文化財）
 - ・ 観覧施設、控訴院時代の法廷を再現した「刑事法廷展示室」等の展示。
 - ・ 歴史的価値のある文化財を生かした美術作品等の展示等及び学習活動の場として、「ミニギャラリー」6室、「研修室」1室の有料の貸しスペースとして利用。



旧三菱鉱業寮内のカフェレストラン

⁶⁷ 指定管理者制度：公の施設の管理を、地方公共団体が指定した民間事業者を含む法人・団体に行わせる制度。

3) 埋蔵文化財の保存・活用

札幌市埋蔵文化財センターにおいて、開発事業者等からの埋蔵文化財の保存に関する相談や遺跡の発掘調査、出土した遺物・記録などの整理・研究、収蔵等を行っているほか、出土品の展示・公開、普及啓発事業を実施しています。展示室では、市指定有形文化財である「札幌市N30 遺跡出土品」や「旧琴似川流域の竪穴住居跡分布図（複製）」などの常設展示を実施しています。



丘珠縄文遺跡での発掘作業

平成 30 年（2018 年）5 月には、地中に保存されている遺跡を活用した体験学習施設「丘珠縄文遺跡」（サッポロさとらんど内）を開設し、「丘珠縄文遺跡体験学習館」では縄文土器づくりや火おこし体験などの縄文文化の体験学習を、「おかだま縄文展示室」では丘珠縄文遺跡から出土した土器、石器、動植物遺存体⁶⁸等の実物資料の展示を実施しています。

また、丘珠縄文遺跡での体験学習や展示解説、発掘調査作業等をサポートする市民スタッフとして「おかだま縄文ボランティア」を養成し、埋蔵文化財の保存・活用の取組に関する普及啓発や市民参加を図っています。

4) 地域の文化財の普及・啓発

札幌市選定の「さっぽろ・ふるさと文化百選」のほか、各区において、地域独自の文化財等の選定事業や、歴史文化情報の発信を行い、歴史文化の普及・啓発に貢献しています。

また、地域固有の文化財や歴史文化の保存・伝承のため、地域の保存団体等による郷土資料館等の設置・運営を支援しています。

5) 文化財に関する情報発信、学習機会の提供

札幌の文化財の周知のための冊子やパンフレットの作成、「広報さっぽろ」や公式ホームページ等による情報発信を行っています。

小中学校における総合的な学習の時間等を活用した地域の歴史文化等に関する学習のほか、文化財保護指導員による出前講座、札幌市生涯学習センター「ちえりあ」等を拠点にした歴史文化を学ぶプログラムなど、幅広い学習機会を提供しています。



文化財保護指導員による出前講座の様子

⁶⁸ 動植物遺存体：遺跡から出土する（現在もなお残っている）動植物などの有機体。

6) 札幌市景観計画に基づく施策の推進

札幌市景観計画に基づく景観資源の保全・活用の取組として、景観法に基づく景観重要建造物・景観重要樹木および札幌市景観条例に基づく札幌景観資産を指定しています。また、平成29年度（2017年度）より、景観上の価値の捉え方を拡大し、これまで以上に幅広く景観資源を登録する活用促進景観資源の取組を進めています。

さらに、これら景観資源に関する取組は地域住民等が主体的に関わり、地域ごとの魅力的な景観の形成を推進する景観まちづくりの取組に加え、都心部での民間都市開発において、容積率の緩和等に関する土地利用計画制度等の運用の考え方を明示した「都心における開発誘導方針」との連動を図っています。

■景観重要建造物、景観重要樹木（景観法に基づく指定）

- ・歴史文化など地域の景観を特徴付けている建造物及び市民や観光客に親しまれている建造物など、景観形成上重要な価値のある建造物を「景観重要建造物」に、自然、歴史、文化などから見て地域のシンボリックな存在として景観を特徴付けている樹木や市民に親しまれている樹木などを「景観重要樹木」に指定。

■札幌景観資産（札幌市景観条例に基づく指定）

- ・景観形成上価値があると認められる建築物等、樹木、その他の物で、意匠、様式（樹木にあっては樹木の姿）等が良好な景観を特徴付けているものや将来のまちづくりに生かされる可能性のあるものなどを「札幌景観資産」として指定。

■活用促進景観資源（札幌市景観条例に基づく登録）

- ・一定の制限がある既往の制度とは異なり、市民等に広く周知することに主眼を置き、市民等の関心を喚起し、良好な景観の形成に向けた活用の可能性を広げることが目的とした制度。
- ・建築物、工作物、樹木、これらが一体をなしている区域、活動等に該当するもので、良好な景観の形成上価値があると認められるものを「活用促進景観資源」に登録。

7) 関連施設

札幌市の各施設において、札幌の歴史文化を理解する上で重要な資料の収集、保存、研究のほか、資料等を活用した市民等に対する学習機会の提供等を行っています。

【関連施設の一例】

○ 札幌市博物館活動センター

- ・自然史系博物館の計画推進のための活動拠点として開設され、石狩低地帯を活動域に人材、実物資料、情報を蓄積しながら成長発展する博物館活動を推進。
- ・サッポロカイギュウやハクジラ化石の展示、石狩低地帯の地史や動植物を紹介する収蔵展示室のほか、実習室や講義室で市民向け講座や体験学習会を実施。

○ サッポロピリカコタン（アイヌ文化交流センター）

- ・アイヌ民族の生活や歴史、文化などを楽しみながら学び、理解を深めることを目的とし、展示室では伝統衣服や民具など約 300 点を展示。

○ 札幌市公文書館

- ・市政上重要な公文書（特定重要公文書）を整理・保存し、閲覧など一般利用に供しているほか、郷土史相談に対応。

○ 交通資料館（平成 29 年から休館中）

- ・市営交通の歴史的資料を保存し、社会教育に役立てるための資料館で、休館中はVR交通資料館をウェブ上に開設。

(2) その他の公的機関による文化財の保存・活用

行政及び大学等の教育・研究機関等は、札幌の文化財の保存・活用の重要な担い手です。これら公的機関は、指定等文化財を含めた貴重な文化財の所有者としての保存（復元）・活用に限らず、調査研究、広報等の総合的な取組により、札幌の文化財の保存・活用に貢献しています。

【その他の公的機関による取組の例 北海道による取組】

○ 所有文化財の保存・活用

重要文化財北海道庁旧本庁舎（赤れんが庁舎）、登録有形文化財北海道知事公館（旧三井クラブ）などの歴史的建造物や、古文書等の歴史資料の保存・活用、修復事業等。

＜主な文化財の公開・活用状況＞	
国指定重要文化財 北海道庁旧本庁舎（赤れんが庁舎） ・国指定史跡 開拓使札幌本庁舎本庁舎跡および旧北海道庁本庁舎	北海道庁旧本庁舎（赤れんが庁舎）は北海道を代表する歴史的建造物であり、国内外から年間約70万人が訪れる道内有数の観光スポット。近年、建物の内部・外部ともに劣化が進んでいることから、耐震対策を含めた改修を実施中。
国指定重要文化財 旧開拓使工業局庁舎	北海道開拓の村に移設・保存。建造物内部には開拓使工業局の役割などを展示し、一般公開。
国指定重要文化財 箱館奉行所文書・開拓使文書	各種企画展等での公開とともに、一部はデジタルアーカイブを公開（道立文書館の移転に伴い、令和2年4月から江別市文京台の新施設で閲覧等の対応予定）。
国登録有形文化財 北海道知事公館（旧三井クラブ）	春から秋にかけ一般公開。近隣の近代美術館等とあわせて多くの人に憩いの場として親しまれている。

○ 文化財や歴史文化の情報発信

文化財ニュースレター「文化財まる知ナビ」、「北海道歴史・文化ポータルサイト AKARENGA(あかれんが)」などによる情報発信。

○ 北海道博物館

北海道の中核的博物館としての役割を担う、自然・歴史・文化に関する総合博物館。歴史資料を含む諸分野の資料の調査・収集・保存・研究を行うとともに、総合（常設）及び各種企画展示、教育普及活動により、これら資料の利活用を図る。北海道の自然・歴史・文化に関する道民や教育関係者等からの相談にも対応。

博物館内組織のアイヌ民族文化研究センターでは、アイヌ語や芸能、民具（伝統的生活技術）や、これらの理解に欠かせない歴史文化について、資料の調査・収集と公開・提供、アイヌ文化に関する研究成果の発信や普及啓発を実施。

○ 北海道開拓の村

北海道の明治～昭和初期の歴史的建造物を移築・復元・保存し、当時の市街地群、農村群、漁村群、山村群の景観を再現し建物内部の展示とあわせて当時の歴史文化を体感できる野外博物館。年中行事や伝統文化に関する催しにより、特徴ある北海道の歴史文化を発信し、その保存・継承に貢献。

○ 北海道立埋蔵文化財センター

北海道の埋蔵文化財の保護及び保存・活用を図るため、調査研究、出土品等の収蔵保管、展示公開とともに、埋蔵文化財に対する道民の理解を深めるための普及啓発活動を実施。

【その他の公的機関による取組の例 国立大学法人北海道大学による取組】

○ 所有文化財の保存と活用

札幌キャンパス及び北大植物園内に点在する重要文化財、登録有形文化財建造物等の維持管理や、「歴史的資産ガイドマップ」（日本語版・英語版）などによる情報発信。

＜主な文化財の公開・活用状況＞	
国指定重要文化財 北海道大学農学部（旧東北帝国大学農科大学）第二農場	9棟ある建造物の一部を一般公開し、ボランティアによる解説を年数回実施。平成25年度（2013年度）～平成27年度（2015年度）に耐震改修工事を実施。
国指定重要文化財 北海道大学農学部植物園・博物館	明治15年建築の博物館本館は、国内最古の現役の博物館として活用。平成25年度～平成27年度には建築物6棟の耐震改修工事を実施。
国指定重要文化財 カラフトナヨロ惣乙名文書（ヤエンコロアイヌ文書）	附属図書館によるレプリカの公開（閲覧室にて閲覧可）とともに、北方資料データベースに全文を公開。
国指定重要有形民俗文化財 アイヌのまるきぶね	北大植物園北方民族資料室にて常設展示。
道指定有形文化財 新琴似村屯田兵村記録	附属図書館にてレプリカを公開（閲覧室で閲覧可）。
登録有形文化財 北海道大学附属植物園庁舎（旧札幌農学校植物学教室）ほか	北海道大学附属植物園庁舎（旧札幌農学校植物学教室）は、宮部金吾記念館として活用し、一部内部を公開。

○ 北海道大学キャンパスマスタープラン2018

キャンパス空間の施設・環境の整備と運営に関する長期計画。

固有の歴史的資産と生態系の活用をコンセプトに、歴史的建造物等の保存再利用施設と周辺の自然環境・オープンスペースの一体的保全を図り、構内の空間創造を進める方向性を示すとともに、札幌キャンパス南ゾーンの登録有形文化財建造物群等（古河講堂、旧農学部図書館、旧昆虫学教室等）の歴史・文化的価値を再評価の上、民間資金等の多様な財源を活用して地域の知の拠点となる空間への転用を図る「キャンパスミュージアム計画」を推進。

○ 北大植物園

園内の歴史的建造物群のほか、明治19年（1886年）の設立当初から人の手が入っていない貴重な植生や、かつて都心に多く見られた竪穴住居跡などを保存。

北方民族資料室、北方民族植物標本園では、アイヌや東アジアの北方諸民族に関する資料や、これら民族が生活に利用した植物約200種の植栽展示を実施。

○ 総合博物館

札幌農学校時代から収集、研究されてきた学術標本・資料等に関する展示、北海道大学12学部の研究・教育活動を紹介。

夏を中心に企画展示を開催するとともに、「土曜市民セミナー」など無料の市民向け講座を毎月開催。学生やボランティアによる展示解説を定期的実施。

○ 埋蔵文化財調査センター

札幌キャンパスと植物園内に残る埋蔵文化財の保護及び調査・研究。構内の遺跡から出土した資料の展示及び、ツアーガイド形式で構内の遺跡をめぐる人類遺跡トレイル・ウォークなどの各種イベントを実施。

(3) 市民団体や事業者等による文化財の保存・活用

札幌に残る文化財は、そこに暮らす市民が守り伝えてきたものであり、現在も、市民や企業等の事業者、地域の保存団体等による民間の活動が、札幌の歴史文化を守り伝える重要な役割を担っています。

【市民や事業者等による取組の例】

○ 一般財団法人北海道文化財保護協会

北海道内の文化財の保護思想の普及を図り、文化財の保存・活用を通じ道民文化の向上に資することを目的として昭和36年（1961年）に設立され、北海道文化財保護功労者の表彰や、子どもの文化財愛護活動推進事業、機関誌の発行などを実施。

○ NPO法人歴史的地域資産研究機構

平成24年（2012年）設立。道内の学術研究者・専門家の能力をネットワーク化し、建造物等の歴史的地域資産の調査研究、関連資料の収集保存（アーカイブ化）や、まちづくり活動等に関する助言や支援等の活動を実施。

○ 郷土資料館等運営・郷土史研究

市民団体等による郷土資料館の運営や郷土史研究、地域の文化財の保存・活用等。

<活動団体の一例>

・札幌村郷土記念館保存会	・旧黒岩家住宅保存会	・新琴似屯田兵中隊本部保存会
・屯田郷土資料館運営委員会	・福住三六会	・烈々布会
・NPO法人札幌郷土文化推進センター	・白石区ふるさと会	・あしりべつ郷土館運営委員会
・月寒地区町内会連合会	・手稲記念館管理運営委員会	・定山溪郷土博物館運営委員会
・手稲郷土史研究会	・さっぽろ時計台の会	・エドウィン・ダン記念館運営委員会

○ NPO法人北海道遺産協議会

道民の宝を掘り起こし、これを地域で守り、育て、活用していく中から新しい魅力を持った北海道を創造していくことをねらいとして「北海道遺産」を選定し、地域活動の支援や情報発信等を実施。平成30年（2018年）の第3回選定では、札幌に関連するものとして「大友亀太郎の事績と大友堀遺構」・「札幌軟石」・「パシフィック・ミュージック・フェスティバル(PMF)」を選定。

○ 札幌建築鑑賞会

「わが街の文化遺産の再発見」をテーマに、平成3年（1991年）に発足。主に札幌市内の歴史的建物を対象に、まち歩き会などを主催するほか、飲食店などに再利用されている民家や石蔵等の歴史ある建物を紹介する小冊子を発行するなどの活動を実施。

○ ヘリテージ・マネジメント専門職育成講座

歴史的建造物等の修理技術や活用手法、歴史文化を生かしたまちづくり等の専門知識を有し、地域においてこれらの保存・活用に向けた取組を行う人材である「ヘリテージ・マネージャー」及び「ヘリテージ・コーディネーター」養成のため、北海道文化遺産活用活性化実行委員会が開催。平成26年（2014年）以降多くの修了者を輩出。

○ 旧石山郵便局（通称ぼすとかん）活用プロジェクト

南区石山地域の住民らによる、札幌景観資産でもある札幌軟石造の歴史的建造物を残し、活用するためのプロジェクト。建物をギャラリーやカフェに改修する費用の一部をクラウド・ファンディング⁶⁹により調達し、地域の交流拠点として再生。

⁶⁹ クラウド・ファンディング：個人・団体がプロジェクトのための資金を、インターネット上で企画内容と必要な金額を提示し、広く集める手法。

2 保存・活用の課題

前述した文化財の保存・活用の現状、この計画策定にあたり開催した以下の有識者等からなる委員会及び各種調査等の結果より、札幌市の文化財の保存・活用の課題について、「調査・把握」、「共有・発信」、「保存・伝承」、「活用」、「連携・協働」の各観点で整理します。

【委員会及び各種調査】

- ・ 市民、連合町内会、シンポジウム参加者へのアンケート（以下「市民アンケート」）
- ・ 歴史的資産の魅力発見ワークショップ、れきぶんワークショップ（以下「市民ワークショップ」）
- ・ （仮称）札幌市歴史的資産活用推進方針検討委員会・札幌市歴史文化基本構想策定委員会（以下「委員会」）
- ・ 平成30年度（2018年度）文化芸術意識調査（以下「意識調査」）
- ・ 歴史的資産活用推進事業に関する意見交換会（以下「意見交換会」）
- ・ 郷土資料保存団体に関するヒアリング及びアンケート（以下「ヒアリング」）

(1) 「調査・把握」の課題

札幌市が行った過去の文化財に関する調査は、建造物・土木構造物等を対象としたものが多く、札幌の歴史文化を反映する「もの」や「こと」を総合的に調査・把握する取組は近年まで十分に行われてきませんでした。

一方、平成29年度（2017年度）から平成30年度（2018年度）にかけて実施した市民アンケートの結果や、市民ワークショップで話し合われた内容からは、従来広く知られていたとはいえないものの中にも、地域の人々が愛着を持って守り伝えて来た「地域のお宝」といえる文化財が多くあることがわかりました。また、委員会においても、今後の保存・活用を進める上で、市民が大切だと考える文化財を拾い上げていく取組が重要であるとの指摘がありました。

<課題>

地域で大切にされてきた伝承や資料など、既往調査において十分に調査・把握が進んでいない分野があります。貴重な財産である文化財が、その存在や価値を知られないまま、消滅、散逸してしまう事態を避けるため、今後も市民や事業者等と連携し、幅広い文化財を掘り起こす取組が必要です。

(2) 「共有・発信」の課題

行政、民間とも様々な方法により、文化財や歴史文化に関する情報発信を行っていますが、それらの情報が、受け手に効果的に届いているかどうかについて検証が必要です。

意識調査によれば、文化財施設の認知度（回答者が「知っている」と答えた割合）は、旧札幌農学校演武場（時計台）（97.8%）、北海道庁旧本庁舎（赤れんが庁舎）（89.2%）、豊平館（77.2%）を除き、いずれも5割に満たない結果となり、委員会においても、「多くの市民が身近にある文化財の価値や魅力に気付いていない」との指摘がなされました。

また、意見交換会では、民間の文化財所有者は活用可能な制度の情報が得られず、活用者は活用できる文化財の情報を得られないなどの意見が聞かれました。

<課題>

現状では、札幌の文化財の価値や魅力が市民一般に広く共有されているとはいえません。文化財に関する情報へのアクセス環境が整備されておらず、保存・活用の当事者が必要とする文化財に関する様々な情報が、関係者の間で十分に共有されていないものと考えられます。

(3) 「保存・伝承」の課題

札幌市では、行政による文化財の指定等の取組以外にも、民間を含め幅広い文化財の保存・伝承活動が行われていますが、少子高齢化や地域コミュニティの衰退に伴い、これらの継続が困難になっています。

意識調査の結果からは、文化財の保存・活用に関する取組について、「非常に大切だと思う」、「ある程度大切なことだと思う」と答えた市民の割合は、合計94.6%と高く、文化財の保存・活用を多くの市民が肯定的にとらえている一方、意見交換会においては、所有者と活用者が異なる場合の調整の難しさや、修理等の技術の伝承不足、相続税の負担や維持・設備投資費用などの資金面の負担、用途転用などの制度上の制約など、民間における文化財の保存・活用の様々な課題があげられました。また、ヒアリングでは、担い手となる人材の確保を課題とした団体が非常に多く、構成員が高齢化する中、若い世代の活動への参入が進まないという意見が出されました。

近年、全国的に、自然災害や火災等による文化財の損傷や滅失被害が相次いでいることから、被災を未然に防ぐとともに、被災した場合の対応についても十分に検討しておく必要があります。

<課題>

特に民間の活動において、修理や公開にかかる費用の確保や、地域社会の高齢化に対応した次世代の育成を含めた、文化財を守り伝えるための担い手の確保が困難な状況にあります。また、人手や費用が限られる中、頻発する自然災害等の脅威などに対応した防災・防犯体制の維持・向上を図っていく必要があります。

(4) 「活用」の課題

札幌市では、指定等文化財の多くが公開・活用され、一部の文化財は重要な観光資源ともなっています。また、指定等文化財以外のものを地域の魅力資源として見いだす地域主導の取組も見られます。

意識調査で文化財に関連するイベントへの参加意向を尋ねたところ、ガイド付きツアーや文化財施設での音楽会などへの参加意向が高い結果となり、昨今のいわゆる「コト消費」志向の高まりからも、従来の観覧・公開等にとどまらない体験型イベントやユニークベニュー⁷⁰等のニーズが、今後ますます高まるものと考えられます。また、委員会においても、札幌の歴史文化の特徴と、それにまつわるストーリー（関連文化財群とストーリー）を生かし、観光等に対応した多様な活用機会を創出して、文化財や歴史文化を「使いながら残す」ことの重要性について話し合われました。

<課題>

文化財の個性を生かした様々な体験の提供など、多様なニーズに対応する幅広い活用モデルが不足しています。従来の公開にとどまらない、観光資源としての魅力アップや、地域に根差した活動拠点としての展開など、立地や特性に応じた活用の方法を幅広く検討する必要があります。

(5) 「連携・協働」の課題

札幌市では、従来、文化財の調査や価値評価等に際して行政と専門家が連携してきたほか、文化財の保存・活用において官民協働の取組が見られますが、保存・活用のより多くの場面で連携・協働のネットワークが有効と考えられる一方、その体制整備が十分ではありませんでした。

委員会では、多様な関係者のネットワークが機能することで、民間を含めた文化財の保存・活用の様々な課題解決を促す仕組みとなり得ることや、社会全体が連携・協働して取り組む上では、行政（札幌市）以外の関係者の役割を明示することの重要性についても指摘があったほか、ヒアリングにおいて、学芸員等の専門家への相談や、他の保存団体との交流による情報交換を望む声があるものの、費用や情報の不足から関係性の構築が難しいという意見が聞かれました。

<課題>

現状では、関係者同士のネットワーク構築が不十分で、文化財の保存・活用において関係者が連携する機会は限定されています。関係者同士のつながりを強化し、方針を共有することで、社会全体が一体感をもって取り組む体制整備が急がれます。

⁷⁰ ユニークベニュー：会議やレセプションで利用することにより特別感や地域の特性を演出できる個性的・独創的な会場。

3 保存・活用の方針

(1) 目指す姿と基本方針

これまで考察してきた札幌市の歴史文化の特徴、文化財の保存・活用の現状と課題等を踏まえ、次に示す目指す姿の実現につなげるため、札幌市の文化財の保存・活用に関して、基本方針に基づいた総合的な取組を行っていきます。

【目指す姿】

文化財の価値を多くの市民が共有し、
大切に次の世代へ引き継いでいく、
歴史文化の魅力あふれる都市

【基本方針】

基本方針 1

文化財の価値や魅力を掘り起こし、広める

市民が大切に守り伝えてきた札幌の歴史文化を映す様々な文化財の価値を知り、魅力を広め、まちづくりの貴重な資源として見いだします。

基本方針 2

社会全体で文化財を大切に使いながら、次の世代へ伝える

文化財を中心に多様な関係者がつながり、新たな手法やアイデアを取り入れながら、社会全体で文化財を生かし、未来へ残します。

文化財の価値を多くの市民が共有し、
大切に次の世代へ引き継いでいく、
歴史文化の魅力あふれる都市

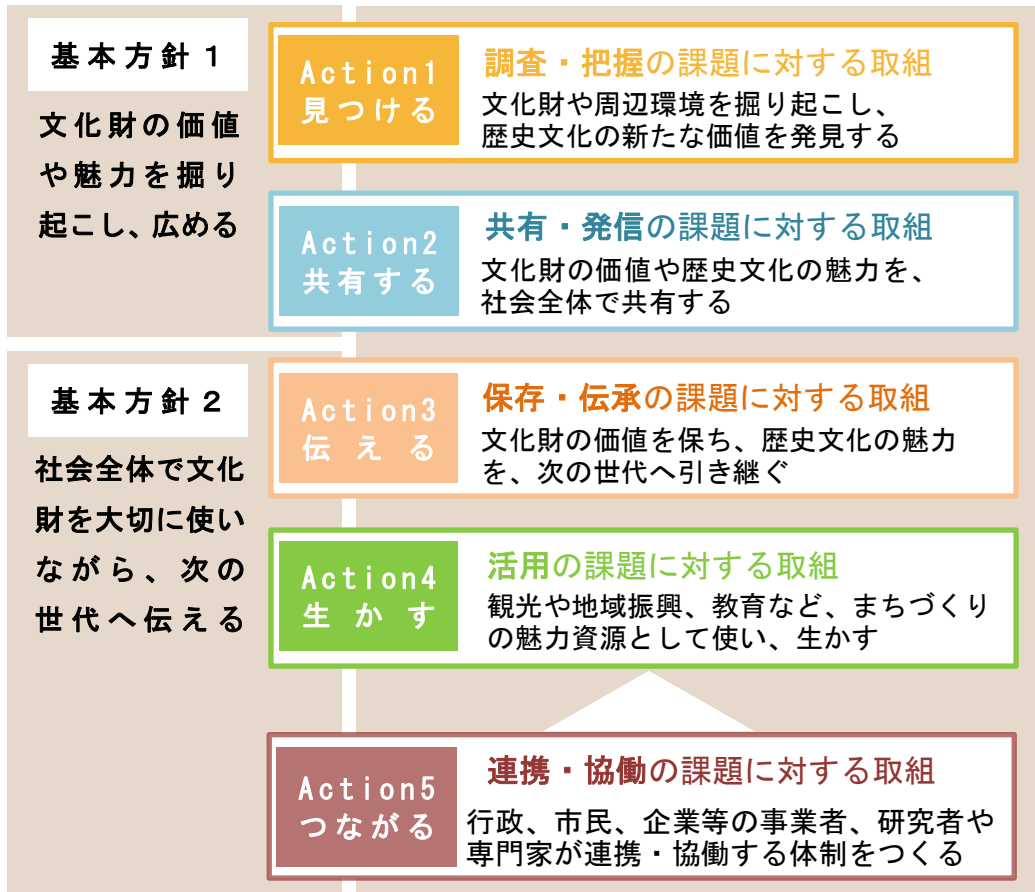
文化財の価値や魅力
を掘り起こし、広める

社会全体で文化財を
大切に使いながら、
次の世代へ伝える

目指す姿・基本方針

(2) 目指す姿の実現に向けた5つのアクション

「2 保存・活用の課題」において整理した課題を踏まえ、基本方針に従って進める、札幌市が目指す姿に向けた取組の体系を下図に示します。行政、専門家、市民、その他様々な関係者がつながりの輪を広げながら連携・協働して取り組むことを基礎として、各課題に対する取組を確かなものとする事で、文化財を次の世代に守り伝えていくことにつなげます。



計画の実現に向けた取組の体系と方向性

(3) それぞれに期待される役割

1) 行政に期待される役割

行政には、文化財の保存・活用に関するルールや方針を示し、それを共有することで、社会全体が一体となって取り組めるようにする役割が求められます。情報集約や広報、文化財保護以外の様々な社会的課題との調整を行うほか、文化財の所有者としても、文化財の適切な保存・活用の担い手となります。

<例>

- ・文化財の保存・活用の方針を示す
- ・方針を社会で共有するための普及・啓発を行う
- ・連携・協働のためのネットワーク形成を支援する

- ・収集した情報を蓄積・公開する
- ・広報誌・ホームページ等により情報発信する
- ・所有する文化財の適切な保存・活用を行う
- ・文化財を保存・活用する関係者に対する支援を行う
- ・文化財の所有者・関係者への防災・防犯意識の啓発を行う など

2) 有識者（大学その他の教育研究機関、専門知識を持った個人や団体等）に期待される役割

有識者には、文化財に関する相談対応や、専門知識から修理方法や活用の際しての助言や指導を行うほか、研究や調査結果を広く社会に役立てる役割が期待されます。

<例>

- ・文化財に関する相談対応や助言を行う
- ・調査・研究・記録の作成を行う
- ・専門知識を持った人材を育成する
- ・市民や関係者が、文化財や歴史文化を正しく理解するための支援を行う など

3) 文化財所有者に期待される役割

文化財所有者には、所有する文化財を適切に保存するとともに可能な範囲で公開することにより、文化財の価値を多くの人と共有しながら、次の世代に継承していくことが期待されます。

<例>

- ・所有する文化財を適切に保存し次世代へ継承する
- ・文化財を公開し、その価値を共有する など

4) 民間の文化財活用者、保存活用団体等に期待される役割

民間の文化財活用者、保存活用団体等は、その活動の中で文化財を維持管理し、利活用等を行うことで、札幌の文化財や歴史文化を未来へつなげる役割を担います。

<例>

- ・保存・活用する文化財を適切に次世代へ継承する
- ・文化財の保存・活用のネットワークに参加し、活動に関する情報等を共有する
- ・文化財を活用した事業を展開する
- ・ロコミ⁷¹・SNS⁷²等で情報発信する

⁷¹ ロコミ：口頭などでの人から人への情報伝達。インターネットの普及で影響力が大きくなった。

⁷² SNS：Social Networking Service の略。交友関係や社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービスの一つ。

5) 市民に期待される役割

文化財に興味がある・文化財の近隣で生活する人（事業者や地域の団体）なども、文化財を保存・活用する活動への参加者であり、文化財を中心として、様々な立場の市民等の交流の輪が広がるのが、文化財の保存・活用を推進する力となります。

<例>

- ・身近な文化財や札幌の歴史文化について知る、関心を持つ
- ・口コミ・SNS等で情報発信する
- ・市や民間が行う事業・イベントへのボランティア参加
- ・アイデアや資金の提供 など

【資金調達の手法について】

それぞれに期待される役割に従って文化財の保存・活用に取り組む際の資金調達について、既存の法令による支援制度の利用のほか、活用による収益モデルの共有化、広範な関係者からの寄付や協賛など、考えられる例を以下に示します。

- ・文化財保護や景観保全を目的とした法令等の既存制度による補助金等の活用
- ・「さぼーとほっと基金⁷³」等のまちづくり活動への寄付制度の活用
- ・文化財を活用した収益モデルを社会全体で共有できる仕組みの構築や、収益事業をコーディネートする人材の育成
- ・企業の社会貢献活動や、クラウド・ファンディング等の地域コミュニティを超えた広範な支援者からの寄付や協賛 など

⁷³ さぼーとほっと基金：市民からの寄付を札幌市が募り、町内会・ボランティア団体・NPOなどが行うまちづくり活動に助成することで、札幌市のまちづくり活動を支える制度。

4 文化財の保存・活用の推進体制

(1) 札幌市の体制

札幌市では文化財の保存・活用の主管課である市民文化局文化部文化財課が中心になり、庁内の関係部局、札幌市文化財保護審議会、文化財保護指導員と連携を図るとともに、文化財施設の指定管理者である民間団体の創意工夫等も取り入れながら、文化財の保存・活用に取り組んでいくこととしています。

以下の表に関係部局と主な業務内容を記載します*。

*主な業務内容は各担当業務のうち文化財の保存・活用に関するものを中心に記載

札幌市の体制

令和2年(2020年)2月時点

札幌市
<p>■市民文化局文化部</p> <ul style="list-style-type: none">・文化財課（文化財一般、埋蔵文化財（札幌市埋蔵文化財センター）） 文化財保護のための調査、指導及び補助／文化財保護の普及、啓発／市の文化財の指定、保護／文化財課所管施設の維持管理／郷土資料館の維持管理／埋蔵文化財保護のための協議・調整／埋蔵文化財包蔵地の発掘調査／埋蔵文化財保護思想の普及啓発／埋蔵文化財センターの管理運営 等 職員 18名（うち埋蔵文化財の専門職員10名）・文化財保護指導員 非常勤1名 職務内容：文化財の普及啓発活動／文化財資料の収集整理分類／文化財保護管理状況の巡視・文化振興課 文化芸術の振興に関する総合的な企画調整、情報収集／文化芸術に関する情報発信／文化施設の管理運営 等・事業調整担当課（札幌市博物館活動センター） 博物館諸計画の検討、策定、推進、総括／博物館活動センターの管理運営／博物館資料の収集／博物館の普及交流事業の実施／専門的分野の調査研究 等 <p><関係部局></p> <ul style="list-style-type: none">■総務局行政部公文書館 特定重要公文書の保存、利用等／重要公文書の公文書館への移管 等■まちづくり政策局都市計画部地域計画課（景観担当） 札幌市景観計画に基づく施策の推進 等■市民文化局市民自治推進室市民自治推進課 市民自治の推進に関すること／地域のまちづくり活動に関する支援・調整 等■市民文化局市民生活部アイヌ施策課 アイヌ施策の調整及び企画／アイヌ施策の調査研究／アイヌ文化交流センターの管理運営 等

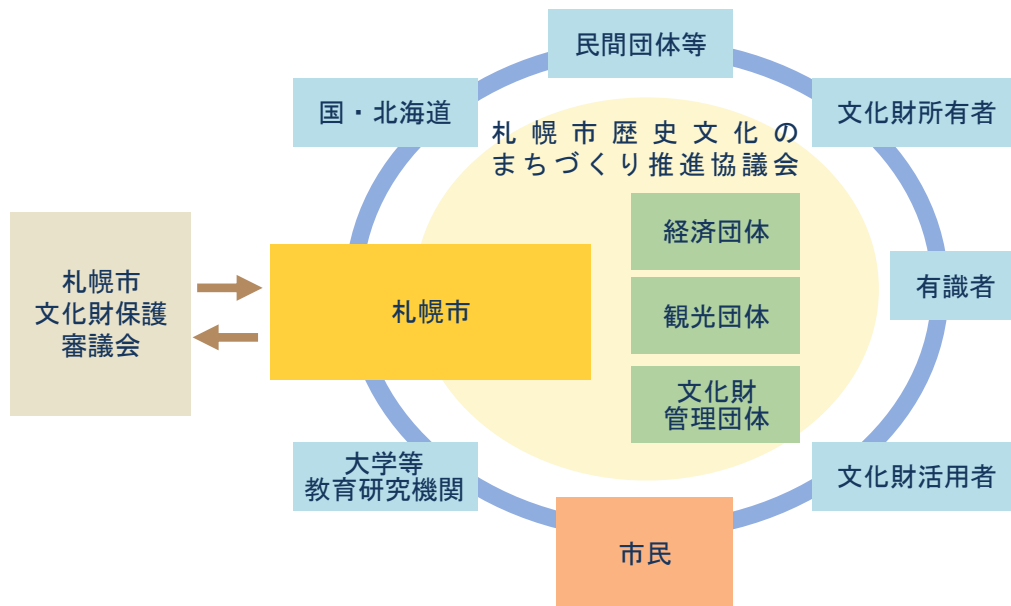
<p>■経済観光局観光・MICE⁷⁴推進部観光・MICE推進課（観光魅力づくり担当） 新たな観光の魅力づくり／観光情報の発信 等</p> <p>■建設局みどりの推進部みどりの推進課 緑の基本計画等の推進に係る調整／みどりの推進事業に係る調整 等</p> <p>■教育委員会生涯学習部生涯学習推進課 生涯学習の推進に関すること 等</p> <p>■教育委員会学校教育部教育推進課 札幌らしい特色ある学校教育の推進／小中学校の教育課程・年間指導計画に関すること 等</p>
<p>札幌市文化財保護審議会</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・審議事項 文化財の保存及び活用に関する重要事項、文化財の指定等 ・委員 10名（有形文化財分野3名、無形文化財分野1名、埋蔵文化財分野2名、記念物分野1名、文化財活用分野3名）
<p>その他民間団体等</p>
<p>■文化財施設指定管理者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・札幌市時計台：エムエムエスマンションマネジメントサービス株式会社 ・札幌市豊平館：株式会社NTTファシリティーズ北海道（令和2年(2020年)3月まで） 一般財団法人北海道歴史文化財団（令和2年(2020年)4月より） ・札幌市旧永山武四郎邸及び札幌市旧三菱鉱業寮：NC・MMS永山邸等運営管理共同事業体 ・札幌市資料館：札幌市資料館運営共同事業体

⁷⁴ MICE：企業等の会議（Meeting）、報奨旅行（Incentive Travel）、国際会議・学術会議・学会等（Convention）、展示会・イベント（Exhibition/Event）の頭文字を取った、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベント等の総称。

(2) 連携・協働を促す体制づくり

文化財の保存・活用を有効に進めるためには、様々な立場の関係者が有機的に結び付くことで、情報・知識・ノウハウ等を補完し合い、協力しながら諸課題に取り組むことが不可欠であるとの考えから、この計画では、連携・協働体制の充実を、文化財の保存・活用全般に関わる重要な方針と位置付けています。

この計画の推進にあたり、社会全体で文化財の保存・活用に取り組む体制整備を着実に進めるため、札幌市のほか、札幌の文化財の保存・活用を主導する関係者（札幌市・経済観光団体・文化財管理団体等）で構成する「札幌市歴史文化のまちづくり推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置します。



連携・協働を促す体制イメージ

(3) 札幌市歴史文化のまちづくり推進協議会による取組

1) 基本的な取組

協議会は、この計画の普及啓発に加え、連携・協働体制を介したつながりを生かし、文化財の保存・活用に関する関係者の課題解決を支援します。

<例>

- ・ 計画の普及啓発、関係者のネットワークを広げる機会の創出
広報や、シンポジウム等のイベントを開催するなどの方法により、文化財の先進活用事例等を共有・発信する。
- ・ 関係者からの相談等への対応
- ・ 防災・防犯など、文化財を取り巻く共通の課題についての関係者への周知・啓発
- ・ 協議会が行う事業等の活動資金確保に向けた調査・検討

2) 関連文化財群とストーリーの設定に向けた取組

協議会は、アンケートの実施やワークショップ、シンポジウムなどを開催して広く市民の声を聞きながら、第4章で示す要件に照らし、市民の参加と協力を得ながら関連文化財群とストーリーを設定します。また、設定した関連文化財群とストーリーの普及啓発や、活用に向けての支援を行います。

<例>

<関連文化財群の設定>

- ・ 関連文化財群の考え方についての普及啓発
- ・ 文化財や歴史文化の価値や魅力を掘り起こすワークショップ等の開催
- ・ ストーリー等の作成に向けた専門的見地からの助言 等

<関連文化財群設定後の地域や関係者による活用展開に向けた支援>

- ・ 先行事例の紹介や共有
- ・ 観光や地域づくりへの展開に関する助言
- ・ 文化財の保存・活用の担い手と、有識者、経済観光団体等との交流の場の設定
- ・ 地域外の支援者と地域の活動を結び付ける機会の提供 等

3) 計画を生かした観光拠点づくりの推進

協議会は、この計画による文化財の保存・活用の方針に従い、札幌市の歴史文化の魅力を生かした観光拠点づくりを推進します。

市民参加による関連文化財群とストーリーの設定を地域の魅力資源の発掘や磨き上げによる新たな観光拠点の創出にもつなげるため、収益事業化等の持続可能な取組を目指します。

<例>

- ・ 市民や観光客の往来が多い都心エリアにおける歴史文化観光の拠点づくり
- ・ 関連文化財群とストーリーの設定後の観光拠点づくりへの活用 等

